

あま市役所庁舎敷地内におけるキッチンカー募集要項

1 目的

あま市役所周辺における憩の場や賑わいの創出、職員の福利厚生及び来庁者の利便性の向上を目指すことを目的とする。

2 概要

(1) 場所（別添「キッチンカー営業可能場所」のとおり）

あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所敷地内

(2) 1区間 約25平方メートル

(3) 出店形態

- ・キッチンカーによる昼食を主とした飲食物の販売

※ ただし、酒類及び市が不適切と判断したものは禁止とする。

- ・市が指定した場所への幟等の設置は可とする。

(4) 出店可能日

月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（閉庁日を除く。）

出店日については、今後の運用状況を踏まえ変更する可能性がある。

(5) 使用可能時間

午前9時から午後4時まで（準備、撤収時間含む。）

(6) 使用料

- ・キッチンカー1台につき

市内事業者 日額1,000円 市外事業者 日額2,000円

- ・使用前に市指定の納付書により納付し、総務課において確認を受けること。

- ・納付された使用料は、いかなる理由があっても返還しない。

(7) その他の経費

出店に係る費用は、出店者の負担とする。

3 応募資格

(1) 食品衛生許可証等、実施にあたり法令により必要となる許可、資格等を有する者

(2) 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でない者。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない者

(3) 生産物賠償責任保険（P.L.保険）又はそれに準ずる保険に加入している者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てを行っていない者

(5) あま市において、税及び料の未納がないこと。

4 使用条件

- (1) 発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な措置を講じること。
- (2) 出店者は、食品衛生責任者等の資格を有するものとし、出店の際、原則、食品衛生責任者等の資格を有するものが現場に常駐すること。
- (3) 出店者は、出店行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。
- (4) 出店者は、車両の自然発車を防止するに足る性能を有する輪留めを使用すること。
- (5) 敷地内への車両の乗り入れ、車両の駐車については、市が用意するベニヤ板等を使用し、舗装を傷めない措置を講じること。
- (6) 車両を移動する際には、周囲の安全等を確認し、事故防止を徹底すること。
- (7) 音響設備や拡声器等、騒音となりえる機器は使用しないこと（発電機等必要な機器は除く。）。
- (8) 庁舎敷地内での呼び込み、宣伝は行わないこと（区画内の看板等は除く。）。
- (9) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）をはじめとする関係法令を遵守すること。

5 使用制限

- (1) 使用可能な電源や水道はないため、必要な場合は、出店者で用意すること。
- (2) 使用可能な排水設備はなく、トイレ等での排水もできないので、調理汚水等は持ち帰り処分すること。
- (3) 出店者でゴミ箱を設置し、発生したゴミは当日に全て持ち帰ること。庁舎内のゴミ箱及び敷地内への投棄は禁止とする。
- (4) 床面等で汚れが著しい場合には清掃すること。汚れが予想される場合には、ブルーシート等で床養生を行うなどの対策をすること。
- (5) 庁舎建物への導線上及び点字ブロック上に車両を駐車しないこと。
- (6) 簡易テントの設置は可とするが、ペグ等を地面に打ち込み固定することはしないこと。
- (7) 敷地内は全面禁煙とする。
- (8) 酒類の販売及び市が不適切と判断したものは禁止とする。

6 使用手続

(1) ヒアリングシートの提出

出店を希望する事業者は、ヒアリングシート（様式第1号）を(5)のヒアリングシート提出期間に提出すること。

(2) 出店スケジュールの調整

出店スケジュールの調整については、市内事業者を優先し、出店機会を広く提供する観点及び販売種類の多様化による利便性向上の観点等から必要な範囲で調整を行う。

なお、調整内容についての質問は一切受け付けない。

(3) 出店スケジュールの調整結果の通知

出店スケジュールの調整結果は、(5)の調整結果報告時期に通知する。

(4) 申請

日程調整の結果、出店することが決まった者は、(5)の申請書等提出期限までに以下の書類を提出すること。ただし、出店したことがある事業者については、イからカまでの提出を省略することができる。

ア 使用許可申請書（様式第2号）

イ 食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証明書の写し

ウ 製造、販売、営業等に関する許可証の写し

エ 生産物賠償責任保険（PL保険）等の証明書の写し

オ キッチンカーに係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し

カ 運転免許証等の本人確認ができる書類の写し

※ 各種証明書の有効期限切れにより、更新した場合は当該証明書の写し

(5) 日程調整から申請に係るスケジュール

出店する月	ヒアリングシート 提出期間	調整結果 報告時期	申請書等提出期限
4月・5月	2月1日～2月15日	2月末	3月15日
6月・7月	4月1日～4月15日	4月末	5月15日
8月・9月	6月1日～6月15日	6月末	7月15日
10月・11月	8月1日～8月15日	8月末	9月15日
12月・1月	10月1日～10月15日	10月末	11月15日
2月・3月	12月1日～12月15日	12月末	1月15日

※ 募集期間については、変更する場合がある。

(6) 提出方法

- ・持参、郵送又はメールで提出すること。

※ 郵送の場合、書類を提出した旨を総務課へ電話すること。

- ・郵送の場合は、募集期間内に必着すること。
- ・持参の場合は、開庁日のみの受付となります。
- ・提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて訂正を依頼する場合がある。

7 出店許可の決定

出店許可については、許可通知書（様式第3号）による。また、出店スケジュール等の詳細事項については、申請書に記載されたメールアドレス宛てに通知する。メールを確認した旨を総務課宛てに返信すること。返信がない場合又はメールアドレスがない場合は、電話で連絡する。

8 出店中止等

(1) 出店の取消し

許可通知書「7 許可の取消し又は変更」の(1)から(3)までに該当する場合、強風等の悪天候により事故の恐れがあると認められる場合及び当事業の実施が不適切であると考えられる場合、取消通知書（様式第4号）により出店の中止を命じる。この場合、準備等に要した費用は事業者負担となり、市からの補償は一切行わない。支払済の行政財産目的外使用料については、本人からのキャンセル及び市からの中止命令であっても理由を問わず返金しない。

(2) 出店のキャンセル

事業者の都合によるキャンセルは、営業開始時間までに申し出ること。その場合は、行政財産目的外使用料は徴収しない。

キャンセルを受け付けた旨は、取下通知書（様式第5号）により通知する。

9 その他

- (1) 出店許可決定後又は出店中に、市役所利用者等との間で看過できない問題等が生じ、市が出店を認めないと判断した場合には、許可の決定を取り消す。
- (2) 調整の結果、出店を認めない場合は、不許可決定通知書（様式第6号）により通知する。
- (3) 出店する権利を第三者に譲渡、又は転貸することを禁ずる。
- (4) 出店時には、出店許可証（様式第7号）を見やすい位置に設置すること。
- (5) 出店場所については、当日の先着順とします。

10 問合わせ先

〒497-8602

あま市七宝町沖之島深坪1番地

あま市役所3階 総務部総務課

TEL 052-444-1711

Mail soumu@city.ama.lg.jp

様式第1号

キッチンカー出店ヒアリングシート

この度は、あま市役所敷地内におけるキッチンカー出店にご興味を持っていただき、ありがとうございます。

以下の事項をご記入の上、持参、郵送又はメールにてご提出をお願いします。

店舗名	代表者名
電話番号	メールアドレス

住所 〒	
販売品目	インスタグラム等のSNSのアカウント名
<p>出店可能な<u>月・火・木・金曜日</u>に○をつけてください。 ※ 閉店日を除く。 出店日は調整します。</p>	<p>【令和 年 月】 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31 <u>上記の内 () 日間を希望する。</u></p> <p>【令和 年 月】 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31 <u>上記の内 () 日間を希望する。</u></p>
<p style="text-align: center;">同意書</p> <p>私は、あま市において税及び料の未納がないことについて、市の担当者が調査することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____</p>	

◆出店時の注意事項

- 多くの事業者の方にお問い合わせをいただいておりますので、ご希望に添えない場合がありますが、予めご了承ください。
- 初めての方は、一度あま市役所にお越しいただき、お打合せをさせていただきます。お打合せができない場合、日程調整することができませんので、ご承知おきください。
- 出店料は、市内事業者：1,000円 市外事業者：2,000円とします。
- 出店当日は、準備の前及び営業終了時に3階総務課へお越しください。
- 電源は、各自用意いただき、消火器を必ず用意してください。
- 「食品営業許可証」等の必要書類の写しを提出してください。
- アルコール飲料の販売は一切禁止しております。
- ごみは必ずお持ち帰りください。

あま市総務部総務課

〒497-8602 あま市七宝町沖之島深坪1番地

TEL 052-444-1711

Mail soumu@city.ama.lg.jp

様式第2号

令和 年 月 日

行政財産目的外使用許可申請書

あま市長 村上 浩司 様

(申請者)

住所

氏名

行政財産の使用を、下記のとおり許可してください。

記

1 使用しようとする行政財産

あま市役所の敷地の一部スペース (市指定の場所)

2 5 m²

2 使用の目的

キッチンカーを設置し、飲食物を販売する。

3 使用期間又は期日及び時間

別紙のとおり

4 使用方法

キッチンカーを設置し、飲食物を販売する。

5 その他

※ 使用を許可した後に、当該許可に係る行為が暴力団の利益となる行為に該当することが明らかになった場合は、当該許可を取消しすることがあります。

出店予定日に○をつけてください。	<p>【令和 年 月】</p> 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31
営業時間	<p>【令和 年 月】</p> 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31
使用する火気の種類 (○をつけてください)	※ 搬入搬出を除く営業時間を記入してください。 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで ※ 市役所到着時間を記入してください。 午前・午後 時 分 着
添付書類	電気 ガス 灯油 重油 木炭 その他 ()
	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証明書の写し ・製造、販売、営業等に関する許可証の写し ・生産物賠償責任保険（PL保険）等の証明書の写し ・キッチンカーに係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し ・運転免許証等の本人確認ができる書類の写し

誓約書

- 1 商品を販売するにあたり、関係法令を遵守します。
- 2 当事業において発生した事故等について、あま市に一切の請求をしません。
(あま市の責めに帰すべき場合は除く。)
- 3 使用料、使用期間及びその他の許可条件については、あま市役所庁舎敷地内におけるキッチンカー募集要項及び貴市の指示に従います。
- 4 その他、あま市役所庁舎敷地内におけるキッチンカー募集要項に記載された各種事項について遵守します。

令和 年 月 日

上記事項に間違いありません。（ はい ・ いいえ ）

様式第3号

あ 総 第 号
令和 年 月 日

様

あま市長 村 上 浩 司

行政財産の目的外使用について（許可）

令和 年 月 日付けで申請のありました行政財産の目的外使用については、
地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、下記の条件を付けて許可します。

記

1 使用許可物件

あま市役所の敷地の一部スペース（市指定の場所） 25m²

2 用途指定

キッチンカーを設置し、飲食物を販売する。

3 使用許可期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 使用料及び延滞金

- (1) 使用料は、市内事業者：日額1,000円 市外事業者：日額2,000円とする。
- (2) 使用料は、本市が発行する納入通知書により、指定する期日までに指定する場所に納入すること。指定期日までに使用料を支払わないときは、あま市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の規定により延滞金を支払わなければならない。
- (3) 営業開始時間までに出店のキャンセルを申し出た場合は、行政財産目的外使用料は徴収しない。

5 使用料の改正

市長は、経済情勢の変動、あま市条例の改廃、その他の事情により、特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

6 使用上の条件

- (1) 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって許可財産を維持管理しなければならない。
- (2) 使用者は、許可財産を許可した用途以外に使用し、若しくは他人に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (3) 使用者は、許可財産の修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面による承認を受けなければならない。

7 許可の取消し又は変更

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この使用許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 市において、公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めたとき。

(3) この許可の条件に違反する行為があると認めたとき。

8 許可の取消しによる損害

前項の許可の取消しにより使用者が損害を被ることがあっても、市は損害を補償しない。

9 原状回復

使用者は、使用許可が終了したとき、又は使用する必要がなくなったときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときはこの限りではない。

10 損害賠償

(1) 使用者は、その責に帰する理由により、行政財産の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による行政財産の損害額に相当する金額を賠償しなければならない。ただし、原状回復した場合はこの限りでない。

(2) 前号に掲げるほか、使用者がこの許可の条件に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を賠償しなければならない。

11 有益費等の請求権の放棄

使用許可の取消しが行われた場合においては、使用者は行政財産に投じた改良のための有益費・修繕費などの経費及びその他の費用は請求しないものとする。

12 実地調査及び報告

市長は、必要があるときはその職員をもって臨時に実地調査をし、その維持管理及び使用に関し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。この場合において、使用者は当該職員の立入り調査を拒むことができない。

13 疑義の決定

本条件に関して疑義があるときは、又は使用を許可された物件の使用について疑義が生じたときは、全て市長が決定するところによる。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、あま市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あま市を被告として（訴訟においてあま市を代表する者はあま市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号

あ総第 号
令和 年 月 日

様

あま市長 村上 浩司

行政財産目的外使用許可取消通知書

年 月 日付け 第 号により許可した行政財産の使用許可については、次の理由により取り消します。

1 使用許可した財産の物件

あま市役所の敷地の一部スペース（市指定の場所） 25m²

2 使用許可した財産の用途

キッチンカーを設置し、飲食物を販売する。

3 使用許可期間 年 月 日

4 使用許可取消年月日 年 月 日

5 許可を取り消す理由

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、あま市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あま市を被告として（訴訟においてあま市を代表する者はあま市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号

あ 総 第 号
令和 年 月 日

様

あま市長 村 上 浩 司

行政財産の目的外使用に係る許可の取下げについて

年 月 日付け 第 号により許可した行政財産の使用許可について、貴方より取下げの申し出があったため、下記のとおり通知します。

記

1 使用許可した財産の物件

あま市役所の敷地の一部スペース (市指定の場所) 25 m²

2 使用許可した財産の用途

キッチンカーを設置し、飲食物を販売する。

3 使用許可をした日のうち取り下げた日

令和 年 月 日

様式第6号

あ総第 号
令和 年 月 日

様

あま市長 村上 浩司

行政財産の目的外使用について（不許可）

年 月 日付けで申請のあった行政財産目的外使用目的外許可申請については、次の理由により許可しません。

1 使用許可した財産の物件

あま市役所の敷地の一部スペース（市指定の場所） 25m²

2 使用許可しない理由

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、あま市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あま市を被告として（訴訟においてあま市を代表する者はあま市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

許可証 No.

あま市役所敷地内におけるキッチンカーの出店を認める。

あま市長 村上 浩司

本許可証は、キッチンカー出店時に分かりやすい位置に掲示すること。

本許可証は、出店終了後、総務課へ返却すること。

本許可証を紛失した場合は、速やかに総務課へ報告すること。

■キッチンカー営業可能場所

